西 海 市 税 務 だ よ り（令和５年６月版）

【集合税とは】

西海市では、「**市県民税**」「**固定資産税**」「**国民健康保険税**」の納期をそれぞれ年間 10 期（毎年６月から翌年３月まで）に分割し、期別ごとに合算した税額を納付する方式を採用しています。これを「集合徴収」といい、集合徴収する３種類の税を総称して『集合税』と呼んでいます。（※「集合税」という税を徴収しているわけではありません。）

【市県民税について】

1．住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

●対象となる方

平成１１年から平成１８年まで又は平成２１年から令和７年１２月末までの入居者で所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けている方

（※平成１９年から平成２０年末までに入居された方は、個人住民税の住宅ローン控除はありません。）

●控除額（以下のいずれか小さい額）

①所得税の住宅ローン特別控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額

②所得税の課税総所得金額等の額に 5%を乗じて得た額（最高 97,500 円）

ただし、平成２６年４月から令和４年１２月までの入居者で特定の条件に該当する場合は、７%を乗じて得た額（最高 136,500 円）

●控除適用期間

10 年間（所得税の住宅ローン特別控除の適用を受けている期間）

※　消費税率 10%が適用される住宅取得等については、住宅ローン特別控除の期間を３年間延長

2．個人住民税の均等割の税率

市民税　3,500 円　　県民税　2,000 円

●県民税のうち、500 円は森林保全のために使われます。

●東日本大震災の教訓を踏まえた緊急防災・減災事業を推進するため、平成 26 年度から令和５年度までの 10 年間について、個人住民税の均等割の税率が、市民税・県民税ともに 500 円、あわせて 1,000 円引上げられています。

【国民健康保険税について】

１．税率

令和５年度	医療分（全被保険者）	支援金分（全被保険者）	介護分（40 歳～64 歳）
所得割（課税標準額）	８．４％	２．４％	２．３％
均等割（一人あたり）	２４，０００円	８，０００円	１０，０００円
平等割（一世帯あたり）	２２，０００円	７，０００円	６，０００円
賦課限度額（課税上限額）	６５万円	２２万円	１７万円

＊課税標準額…個人ごとに、総所得金額から基礎控除額（４３万円）を差し引いた金額

２．軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の判定について

課税の基礎となる所得が一定額以下であれば、均等割と平等割が次の基準により軽減されます。

軽減割合	前年中の世帯の総所得金額等
７割	43 万円＋10 万円×（給与所得者等の数（※1）－1）以下
５割	43 万円＋（２９万円×被保険者数（※2））＋10 万円×（給与所得者等の数（※1）－1）以下
２割	43 万円＋（５３万５千円×被保険者数（※2））＋10 万円×（給与所得者等の数（※1）－1）以下

（※1）給与所得者等の数とは、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者です。
一定の給与所得者とは、給与収入 55 万円超の者をいいます。
また、一定の公的年金等の支給を受ける者とは、65 歳未満の方は 60 万円超、65 歳以上の方は 110 万円超の支給を受ける者をいいます。

（※2）被保険者数とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行し、移行後も今までの世帯に属している人を含みます。

３．国民健康保険の異動手続きについて

国民健康保険に加入する時、国民健康保険をやめる時などには、異動手続きが必要です。
該当する方は 14 日以内に、健康ほけん課又は各総合支所市民課に、必ず届出をしてください。

【固定資産税について】

●固定資産税の課税対象となる物件（土地・家屋）の詳細は、６月１日付で送付した「固定資産税課税明細書」でご確認ください。
※固定資産税の課税標準額が次の金額に満たない場合は、固定資産税は課税されません。

土　　地	30 万円
家　　屋	20 万円
償却資産	150 万円

【納税について】

●納付方法

西海市役所本庁・各総合支所・出張所のほか、納付書裏面記載の各金融機関・郵便局、コンビニエンスストア及びスマートフォン決済で納付できます（ただし、利用できる納付書は、バーコードが印字されたものに限ります）。

また、口座振替の方法で納付することも出来ますのでご利用ください。（金融機関への申込が必要です。）。

なお、令和５年４月から、納付書に印刷されたｅＬ番号またはｅＬ-QR による納付が可能となりました。詳しくは、地方税お支払いサイトに関するチラシまたは地方税お支払いサイトのホームページをご覧ください。

※ バーコード、ｅＬ番号またはｅＬ-QR によるお支払いは、期限を過ぎると納付できない場合がありますのでご注意ください。

●税金は納期限内に納めましょう

税金は、定められた期限までに納税者のみなさまが自主的に納めていただくことになっています。納付を忘れて納期限を過ぎても納めていただけないときは、督促状等により納税を促しますが、それでも納めていただけない場合は、納期内納税者との公平を期すため、財産調査等を行ったうえで差し押さえなどの滞納処分手続きに入ります。

●納税相談

やむを得ない事情により納税ができない場合は、納期限までに債権管理課へご相談ください。

※内容にご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

【問い合わせ先】 西海市役所　税務課 TEL：0959-37-0062	【納税相談については】 西海市役所　債権管理課 TEL：0959-37-0025

発行元：市民環境部　税務課